

# 三好市まちづくり基本条例を紹介します



平成24年10月1日に施行された「三好市まちづくり基本条例」を広く知っていただくために、条例の内容について連載しています。先月号に引き続き「第5章 市民参加及び協働によるまちづくり」についてご紹介したいと思います。

## 「地域のまちづくり」

つてなに？

- ①市民は、地域の一員として共に助け合い、地域における自主的なまちづくりに参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- ②地域の自主的なまちづくりに取り組む団体は、自主的、自立的な運営に努めるものとする。
- ③市は、地域の自主的なまちづくりを促進するため適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて地域自治組織や市民活動団体に対する支援に努めるものとする。

市民は市政に対する参加・協働だけでなく、地域の活動やまちづくりに参加、協力するよう努めることとしています。

## 「人口減少地域等への支援」

つてなに？



- ①市は、人口の減少や高齢化等により、市民同士の助け合いや地域の自主的なまちづくりが困難な地区について、総合的な生活支援を講ずるものとする。

三好市の地域特性として、過疎化や山間地域の人口減少などの問題があります。こうした地域に対する総合的な生活支援を講じていくことを定めています。

## 「災害に強いまちづくり」

つてなに？

- ①市は、災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害予防、災害時の応急対策、関係機関との協力体制及び災害復旧に関する計画を策定する等、総合的な危機管理体制の整備に努めなければならない。
- ②市民は、災害の発生時に自らを守るとともに、近隣住民と相互に協力して対応しなければならない。
- ③市は、災害に強いまちづくりのため、市民の災害に対する意識を醸成する者とともに、市民及び事業者の自主防災組織に対する支援及びその拡充に努めるものとする。

災害に強いまちづくりのため、市の危機管理体制の整備と、市民と事業者が果たすべき役割、災害時の「自助」、「共助」、「公助」の考え方を明記しました。

※「自助」とは、他の力によらず、自分の力で事を成し遂げること。「共助」とは、互いに助け合うこと。「公助」とは、公的機関が援助すること。

## 「自然環境に配慮したまちづくり」

つてなに？

- ①市民は、自然環境の保全に努め、良好な生活環境の維持に努めなければならない。
- ②事業者は、主体的に自然環境の保全に努めなければならない。

三好市は豊かな自然に恵まれ、それに伴う歴史や文化が培われてきました。市民と事業者の自然環境保全規定を設けることとしました。

来月号では「第6章 行政運営の基本原則」について解説していきます。



詳しい内容は三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。  
◀ QRコードからアクセスできます

お問い合わせ先  
**三好市 企画調整課**

電話 72-7607・ファックス 72-7202  
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp